

○砺波市文化会館条例

平成16年11月1日

条例第72号

改正 平成17年9月27日条例第25号

平成26年3月20日条例第5号

平成27年3月19日条例第1号

平成31年3月19日条例第3号

令和元年5月16日条例第1号

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興と福祉の増進を図るため、文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 砺波市文化会館

位置 砺波市花園町1番32号

(指定管理者による管理)

第3条 砺波市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に砺波市文化会館(以下「会館」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 会館の利用の許可に関する業務

(3) 会館の利用料金の徴収に関する業務

(4) その他会館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第5条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(休館日)

第6条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第7条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認めるとき。
- (2) 会館の施設及び附属設備を損傷し、又は汚損するおそれのあると認めるとき。
- (3) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- (4) 暴力排除の主旨に反すると認めるとき。
- (5) 会館の管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会において利用を不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条の規定による利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号の規定に該当したとき。
- (4) 災害その他事故により会館の利用ができなくなったとき。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に会館を利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める。

3 別表第1の備考の4及び5又は別表第2の備考の2の規定により増額となる利用料金は、利用の終了後直ちに納付しなければならない。

4 国、地方公共団体又は特に指定管理者が認めた団体会館を利用する場合にあっては、第1項及び前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

5 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

（利用料金の還付）

第12条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（1）利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったとき。

（2）利用者が教育委員会規則で定める期間内に当該利用許可の取消しを申し出たとき。

（3）その他指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

（利用者の善管義務）

第13条 利用者は、会館の利用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則を守り、利用する施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）については善良な注意を払い正常な状態において利用しなければならない。

（特別の設備）

第14条 利用者は、会館の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第15条 利用者は、会館の利用が終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 第9条の規定に基づき、利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

3 前2項の場合に生ずる費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、会館の施設等を損傷し、又は汚損したときは、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めたときは、その損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのあると認める者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会館の管理上支障があると認める者

(指定管理者の立入り)

第18条 利用者は、指定管理者が会館の管理上必要な職務を行うため利用の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の砺波市文化会館条例（昭和56年砺波市条例第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月27日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の砺波市文化会館条例第4条第1項の規定により許可又は同項の規定によりなされた許可の申請は、この条例による改正後の砺波市文化会館条例第7条第1項の規定によりした許可又は同項の規定によりなされた許可の申請とみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 1 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条から第 4 条まで、第 10 条又は第 12 条から第 15 条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等又は使用料の額については、第 1 条から第 4 条まで、第 10 条又は第 12 条から第 15 条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日条例第 3 号）抄

改正 令和元年 5 月 16 日条例第 1 号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条から第 4 条まで、第 12 条、第 14 条、第 15 条又は第 17 条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等、使用料又は観覧料等の額については、第 1 条から第 4 条まで、第 12 条、第 14 条、第 15 条又は第 17 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 16 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 11 条関係）

施設名	利用日の 区分	金額					
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
		時 時 9～12	時 時 13～17	時 時 9～17	時 時 18～22	時 時 13～22	時 時 9～22
大ホール(主催者控室 2 を含)	平日	円 28,600	円 42,950	円 57,200	円 57,200	円 85,800	円 100,150

む。)	土曜日、 日曜日、 休日	34,360	51,440	68,620	68,620	102,980	120,160
-----	--------------------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

備考

- 1 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の金額は、この表の掲げる金額（以下「通常利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 入場料等を徴しない場合で利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の金額は、通常利用料金に100分の150を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 3 練習又は準備のため利用する場合の金額は、通常利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 4 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の金額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の通常利用料金に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算した額とする。
- 5 会館の附属設備及び備品並びに冷房又は暖房設備の利用料金 教育委員会が別に定める額

別表第2（第11条関係）

施設名	金額					
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	時 時 9～12	時 時 13～17	時 時 9～17	時 時 18～22	時 時 13～22	時 時 9～22
		7		2	2	
リハーサル室	円	円	円	円	円	円

	730	1,150	1,780	1,470	2,300	2,830
練習室(1)	840	1,470	2,200	1,780	2,510	3,350
練習室(2)	730	1,150	1,780	1,470	2,300	2,830
練習室(3)	730	1,150	1,780	1,470	2,300	2,830
主催者控室1	840	1,470	2,200	1,780	2,510	3,350
楽屋1	210	310	420	420	630	730
楽屋2	210	310	420	420	630	730
楽屋3	210	310	420	420	630	730
楽屋4	210	310	420	420	630	730

備考

- 1 主催者控室及び楽屋の使用については、大ホールとの併用の場合に限る。
- 2 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の金額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の通常利用料金に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算した額とする。

○砺波市農村環境改善センター条例

平成16年11月1日

条例第128号

改正 平成17年9月27日条例第36号

平成23年12月27日条例第30号

平成26年3月20日条例第13号

平成27年3月19日条例第1号

平成31年3月19日条例第3号

令和元年5月16日条例第1号

令和4年6月22日条例第16号

(設置)

第1条 農業経営及び農村生活の改善合理化、農業者等農村在住者の健康増進並びに地域連帯感の醸成を図り、農村の環境整備を計画的に推進するため、砺波市農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
砺波市砺波農村環境改善センター	砺波市花園町1番32号
砺波市庄川農村環境改善センター	砺波市庄川町青島385番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に改善センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 改善センターの維持管理に関する業務
- (2) 改善センターの利用の承認に関する業務
- (3) 改善センターの使用料の徴収に関する業務
- (4) その他改善センターの管理に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第11条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第6条 改善センターの開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 砺波市砺波農村環境改善センター 午前9時から午後10時まで

(2) 砺波市庄川農村環境改善センター 午前9時から午後5時まで(ただし、午後5時から午後10時までの範囲内で延長することができる。)

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(休館日)

第7条 改善センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(1) 砺波市砺波農村環境改善センター 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 砺波市庄川農村環境改善センター

ア 毎週土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の承認)

第8条 改善センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 市長は、改善センターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。

- (3) 入場料その他これに類する料金を徴収するとき（ただし、砺波農村環境改善センター多目的ホールを除く。）。
- (4) 営業宣伝又は販売行為を行うとき（ただし、砺波農村環境改善センター多目的ホールを除く。）。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長において利用を不相当と認めるとき。
（利用の承認の取消し等）

第10条 市長は、第8条の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消し、又は退去を命ずることができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 承認を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。
- (3) 災害その他事故により改善センターの利用ができなくなったとき。
- (4) 感染症の疾病があると認められるとき。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行するとき。
- (6) 風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
（特別の設備等）

第11条 利用者は、改善センターに特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（使用料）

第12条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（冷暖房設備の使用期間）

第13条 冷房又は暖房設備を使用できる期間は、冷房設備にあつては6月1日から9月30日まで、暖房設備にあつては11月1日から翌年3月31日までとする。

（使用料の納付）

第14条 第8条の規定により改善センターの利用の承認を受けた者は、利用許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該利用の終わった後に使用料を納付させることができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 市長は、天災地変その他不慮の事故により改善センターを利用することができなくなったときは、第12条の規定による使用料の額に相当する額を還付する。

(利用料金)

第17条 市長は、改善センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に改善センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、別表及び第13条に規定する冷暖房設備の使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し、若しくは利用料金を還付することができる。

(利用者の原状復帰義務)

第18条 利用者は、改善センターの利用が終わったとき、又は第10条の規定による利用の承認の取消し等をされたときは、遅滞なく附属設備等を原状に復帰するとともに、場内の清掃を履行しなければならない。第11条の規定による特別に加えた設備又は造作の利用が終わったときも、また同様とする。

(附属設備等の貸出し及び持出しの禁止)

第19条 改善センターの附属設備等は、貸し出し、又は持ち出すことができない。

(損害賠償)

第20条 利用者は、改善センターの施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、改善センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の砺波市農村環境改善センター条例（昭和57年砺波市条例第10号）又は庄川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成4年庄川町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月27日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の砺波市農村環境改善センター条例第6条の規定によりした承認又は同条の規定によりなされた承認の申請は、この条例による改正後の砺波市農村環境改善センター条例第8条の規定によりした承認又は同条の規定によりなされた承認の申請とみなす。

附 則（平成23年12月27日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長がしたこの条例による改正前の砺波市農村環境改善センター条例第8条の承認で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の砺波市農村環境改善センター条例の規定による承認とみなす。

附 則（平成26年3月20日条例第13号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(砺波市福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第5条、第8条又は第9条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る利用料金又は使用料の額については、第5条、第8条又は第9条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月19日条例第3号）抄

改正 令和元年5月16日条例第1号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（砺波市福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に第5条、第10条、第11条、第18条又は第19条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る利用料金又は使用料の額については、第5条、第10条、第11条、第18条又は第19条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月22日条例第16号）

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第12条関係）

1 砺波市砺波農村環境改善センター使用料

（単位：円）

区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
多目的ホール	5,760	8,590	11,420	11,420	17,180	20,010
農事研修室	730	1,150	1,470	1,780	2,300	2,830
生活研修室	1,470	2,300	2,830	3,460	4,610	5,760
研修室	1,570	2,410	2,930	3,560	4,710	5,870
和室	1,470	2,300	2,830	3,460	4,610	5,760
視聴覚室	1,470	2,300	2,830	3,460	4,610	5,760
附属設備	市長が別に定める金額					

備考

- 1 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該利用の直近の時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷暖房を利用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、多目的ホールにおいては560円、それ以外の室においては110円を加算する。

2 砺波市庄川農村環境改善センター使用料

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
農産加工兼調理実習室	1,260	2,100	2,100
和室研修室	940	1,570	1,570
会議室	1,260	2,100	2,100
農事研修室	1,260	2,100	2,100
営農相談室	630	1,050	1,050
多目的ホール	1,890	3,140	3,140

備考

- 1 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 2 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。